法人会だより
ふりこ

平成30年
第142号
（1月1日発行）

公益社団法人札幌南法人会は健全な経営・正しい納税・社会への貢献をテーマに活動する団体です

目次

年頭のご挨拶・納税表彰者ご紹介…… 1
法人会活動トピックス …… 2
平成30年度税制改正に関する提言…… 3
今後の研修会・インターネットセミナー…… 4
税務問答「創立記念のパーティー費用と記念品」… 5
「頻発する名門企業の不祥事」…… 6
「職場の淀みは悪い方に流れることに注意」…. 7
日本政策金融公庫からのお知らせ…… 8
税務署からのお知らせ …… 9
札幌市からのお知らせ ……12
斡旋図書・けんたのちょっと知っ得く……13
七つの間違い探し・雑談雑学の庭 ……14
地域の皆さまへ新入会員紹介 ……15
税の標語・絵はがき優秀作品 ……16

（忍野八海からの春の富士山　2018.4.12女性フォーラム山梨大会開催予定地の風景）

発行所
公益社団法人
札幌南法人会
札幌市中央区北１条西２丁目 北海道経済センター９階
ＴＥＬ 011－251－7863
e-メール　info@satsu-minami.jp
URL　http://www.satsu-minami.jp

年頭あいさつ

社団化40周年を迎えて

公益社団法人　札幌南法人会
会　　長　**柳　谷　泰　藏**

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

会員及び地域の皆様方におかれましては、平成30年の新春をお健やかにお迎えのことと存じます。昨年中は、当会の事業活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り順調に推移できたこと、会員の皆様はじめ地域の皆様方に心より厚くお礼申しあげます。

さて、昨年を振り返りますと、年の当初は大雪による交通機関の欠航が相次ぐなど自然の厳しさを知らされ、その後は北朝鮮の発射したミサイルが北海道上空を通過、そして秋には衆議院選挙が実施されるなど、自然・社会環境ともに、何かと慌ただしい一年であったと感じています。一方、北海道の経済面では、一昨年のような大きな自然災害もなく、全体的には道内の景況は緩やかに回復していると言われております

本年こそは、賃金上昇等による個人消費の増加により、誰しもが良い景況と感じられる年となるように願いたいと思います。

さて、当法人会は、昭和53年10月に札幌国税局長より社団法人の許可を得て、正式に法人格を持つ団体として活動を展開して以来、本年において４０周年を迎えることとなります。

この間、先輩諸兄の弛まぬ努力と健全な納税者団体としての地道な活動の継承、更には会員皆様の団結があって、「社団化40周年」を迎えることができた、と思っております。

法人会は「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」との理念のもと、今後とも、目的である「税知識の普及、納税意識の高揚等を中心として、地域社会に対する一層の貢献活動に努めて参りたいと考えております。会員並びに地域の皆様方には、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、活力ある法人会とするためには、組織・財政基盤の強化がより重要であります。是非、皆様方におかれましては、会員の増強にお力添えをお願い申し上げます。

結びに当たり、会員並びに地域企業の皆様の益々のご発展とご健勝をご祈念申し上げ年頭の挨拶とさせていただきます。

長年の功労を讃え

平成29年度　納税表彰受賞者のご紹介

長年にわたる納税道義の高揚等に多大なご功績のあった方々に納税表彰が行われ、平成29年度は札幌南法人会から次の方々が受賞されましたので、ご紹介いたします。

受賞者の皆様、おめでとうございます。

札幌南税務署長　納税表彰
佐　藤　昌　一　様（豊平第４支部支部長）
札幌南税務署長　感謝状
見　上　弘　明　様（清田第１支部支部長）

（写真左から：國田署長・佐藤支部長・見上支部長・佐々木副署長）

法人会活動トピックス

9/19 **「シンプルキャッシュフロー計算書」セミナー**（北海道経済センター）
（参加144名当会35名）講師：横山吾一 氏　財務リスク研究所所長

10/14 **札幌5法人会青年部会ゴルフ大会**
（会場：札幌国際カントリー島松コース当会9名）当会青年部団体準優勝

9/25 **札幌5法人会連絡協議会青年部会租税教室講師養成研修会**
（大同生命会議室　当会4名）講師：札幌中税務署税務広報広聴官

9/29 **第52回北海道法人会税制改正要望「北見大会」**
（北見市民会館　当会より25名参加）
記念講演：「出会いの人生から学んだこと」 弁護士　菊地幸夫 氏

10/1 **税に関する絵はがきコンクール作品展**
（会場：札幌駅地下歩行空間　チカホ　北大通り交差点広場）

10/14 **第18回女性部会　全道大会「釧路大会」開催**
（ＡＮＡクラウンプラザ　当会14名参加）
記念講演：『夢見る力』　講師：釧路動物園元園長　山口良雄 氏

10/5 **第34回法人会　全国大会「福井大会」**
（福井県産業会館当会12名）「平成30年税制改正提言」（本紙P3）
記念講演「今後の政治と経済」毎日新聞専門編集委員　与良正男 氏

10/10 **税の標語コンクール選考委員会**（北海道経済センター女性部会）

10/16 **「事業承継のポイント」**（北海道経済センター）
（参加102名当会17名）講師：金子雅行・平岡康志・北原慎一郎 氏

11/2 **札幌5法人会女性部会共同セミナー**
（札幌パークホテル　79参加　当会27名）
「一目おかれる美しい立ち居振る舞い」 講師：佐藤あけみ 氏

11/10 **第31回全国青年の集い「高知大会」**
（高知県民センター当会7名）「租税教育プレゼン等」
記念講演「足ることで伝える大切な事」 講師：間　寛平 氏

11/11 **税を考える週間「札幌南税務署長」特別講演会**
（センチュリーロイヤルホテル　44名）
演題「仙台での勤務経験」 講師：國田　猛 氏（札幌南税務署長）

11/16 **「年末調整説明会」**（会場：北海道経済センター　参加95名）

11月～ **税を考える週間　事業**
・ＦＭ放送による広報「税に強くなろう～」11～12月放送
・千歳支部「税金ノート他贈呈」（中学校10校1年生）
・恵庭支部「税金ノート他贈呈」（中学校5校他）
・札幌国税局長講演会・中学生の税の作文朗読会参加

11月～ **税の標語コンクール・絵はがきコンクール表彰式**
小学生の標語コンクール参加8校・絵はがきコンクール33校
学校単位で参加校に学校訪問し女性部会員が表彰状を授与
標語応募数：377点　　絵はがき応募数：471点
＊優秀作品のポスターを関係各所に掲示（本紙P16）

11/22 **清田第1第2支部合同税務研修会**（会場：JA清田）
「消費税　大変なのは消費者？事業者？」
講師：渡部喜彦 氏　渡部喜彦税理士事務所　所長

12/12 **豊平全支部合同税務研修会**（プレミアムホテルTUBAKI）
「法人経営者　最近気になるあれやこれ！」
講師：渡部喜彦 氏　渡部喜彦税理士事務所　所長

12/12 **「中小企業の持続的発展を目指すセミナー」**

12/13･15 **青年部会「租税教室」島松小学校・美しが丘小学校**
対象：小学6年生の租税教室。講師：青年部会員。本年度5校予定。

12/26 **女性部会「リサイクルカレンダー」寄贈**
皆さんから寄せられたカレンダーを、老人福祉施設等に寄贈

北見大会：懇親会のようす

チカホ：税の絵はがき作品展

釧路大会：当会絵はがき作品優秀賞（三澤部会長）

税を考える週間　國田署長の講演会

お知らせ

事務局　有田専務理事が本年10月末日をもちまして退職されました。

有田専務理事、お疲れ様でした。

後任は、清野敏嗣氏です。

どうぞよろしくお願いいたします。

第34回法人会　全国大会「福井大会」

平成30年度税制改正に関する提言決議

10月５日：福井県産業会館

法人会では、各地域の法人会から税制改正要望を取りまとめ、全国大会で決議され、法人会の総意として政府・国会議員・地方自治体等へ「税制改正に関する提言」を提出しています。

本年は福井市で開催され、全国より約1,800名の法人会員が参集し、本会からは役員等12名が参加しました。次回大会は鳥取県で開催予定です。

大会会場のようす

記念講演：与良正男　氏

懇親会アトラクション：左義長ばやし保存会

平成30年度税制改正スローガン

[総論]

厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！

超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！

[法人税]

地域経済と雇用の担い手である中小企業に、 税制措置でさらなる活力を！

[事業承継税制]

中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言は、法人税の引き下げなどをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し、事業承継に関する税制の創設など、中小企業活性化に資する税制の構築に寄与しています。

全法連の提言活動のようす

財務副大臣　うえの賢一郎　氏（左）

中小企業庁長官　安藤久佳　氏（右奥）

自民党　予算・税制等に関する政策懇談会

平成31年度税制改正要望についてご意見をお寄せください

皆様の意見をとりまとめ、全道･全国の法人会に提出し「税制改正提言」として国に働きかけています。「税制と税務に関する」ご意見がございましたら、Ａ４版１枚程度にまとめＦＡＸかＥメールにて法人会事務局へお寄せください。

提出先：札幌南法人会事務局　札幌市中央区北１条西２丁目北海道経済センター９階

FAX　０１１－２４１－３２１８　E-mail：info@satsu-minami.jp

受講の際はポイントカード
活用ください！
QUOカードプレゼント中

今後の研修会のご案内

1月16日㈫ 13:30～15:30	やさしくわかる総務・庶務の実務	㈱人事サポートプラン 代表取締役　松本　健吾	会　員　3千円 その他　5千円
1月18日㈭ 13:30～15:30	新設法人説明会	札幌南税務署　担当官	無　料
2月5日㈪ 13:30～16:00	決算調整説明会	札幌南税務署　担当官	無　料
2月21日㈬ 10:00～16:00	社会保険と労働保険の実務とポイント	㈱フュチャータクティクス代表 特定社会保険労務士　園部喜美春	会　員　3千円 その他　5千円
3月20日㈬ 10:00～16:00	ビジネスマナーの基本と 顧客を夢中にさせる接客術	グライスマナーズインターナショナル 代表　佐藤あけみ	会　員　3千円 その他　5千円

（注）1　開催場所は、全て**「北海道経済センター」**です。（札幌市中央区北1条西2丁目）
2　札幌南法人会では、会員様に有料研修会を無料で受講できる**「無料受講券」**を発行しています。無料受講券を使い切って追加希望の場合は、事務局へお申し出ください。
3　**「受講ポイントガード」（無料受講券裏側）**、5ポイントで**オリジナルＱＵＯカード差し上げます。**
4　変更の可能性もあります。参加申込は「広報誌ふりこ」や「ほうじん」等に同封して送付するチラシでお申込み下さい。上記以外に各支部で研修会の予定もあります。ホームページ等でご確認ください。

「忙しくて参加
出来ない～」
方にお勧め

インターネットセミナーのご案内

札幌南法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

http://www.satsu-minami.jp

ID・パスワード　**会員ID：hj1107　パスワード：7863**

300タイトル以上のセミナーが無料で受講できます（下のタイトルは一部です）

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	電話応対マナー《パート1》	大井　澄子	36分	一般経営	安売りと過度の客迎合が低生産性の元凶！	田中　英司	104分
	ビジネスマナーの基礎講座	高久　尚子	86分		今、理解しておくべきAI の基本と活用法	阿部　満	46分
	これだけは知っておきたい ビジネスマナー (1)(2)(3)(4)	山本衣奈子	172分		今日からできる明るいコストダウン	片桐　明	42分
	感情マネジメント	高村　幸治	7分		「まさか!?」の挑戦 中国大陸でランドセルを売る	北　宏志	42分
	社員を活性化する ストレスフリーな組織づくり	石川アサ子	103分	法律	身近な法律トラブル： ★　トラブルの解決と予防	加藤美香保	8分
実務家	★　日本発、世界をつなげるハブ事業へ	古田　奎輔	72分	税務・経理	新しい金融サービスフィンテック	羽出山里江	44分
	“四方よし”で会社経営を	宮﨑　正男	73分		★　これまでのこれからの金融機関 資金調達前に知っておくべきこと	鴇沢　裕	50分
政治経済	今後の注目銘柄と、株式投資のあり方	千葉　明	92分	労務	リスクを減らしてピンチをチャンス に変える会社のつくり方(前編)	藤堂　武久	25分
	デフレ脱却と金融・財政政策	渡辺　努	80分	ライフスタイル	★　大人のマナー　「香り使い」	平田　幸子	23分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。（★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です）

（公社）札幌南法人会　電話　011-251-7863　FAX　011-241-3218
E-mail：info@satsu-minami.jp　／　ホームページ　http://www.satsu-minami.jp

創立記念のパーティー費用と記念品の取り扱い

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税務問答

税理士 舟　田　浩　幸

リサ　当社は今年で創立10周年のため、ホテルで創立記念パーティーを開催する予定です。取引先を招待し、当社の従業員も全員出席する予定です。パーティーの飲食代は１人15,000円程度で、全員に5,000円程度の置時計を渡すつもりです。この場合、税務上の処理はどのようにすればよいでしょうか。

サキ先生　創立10周年おめでとうございます。さて、今回のケースでは、飲食にかかる費用は１人5,000円を超えていますので、すべて交際費になります。また、置時計は、取引先の分は交際費になりますが、従業員の分は原則として給与所得として源泉徴収が必要になります。ただし、一定の要件を満たす場合には給与課税の必要がありません。

リサ　従業員の飲食代は福利厚生にはなりませんか。

サキ先生　創立記念日に際し、従業員におおむね一律に、社内において供与される通常の飲食に要する費用であれば福利厚生費となりますが、取引先を招待してホテルで行う今回のような創立記念パーティーはこれに該当しません。

リサ　置時計は、取引先と従業員で取り扱いが違うということですね。従業員に支給する置時計に給与課税の必要がない一定の要件とはなんですか。

サキ先生　３つの要件を満たすことが必要です。１つ目は、支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであることです。

リサ　置時計に、社名と10周年記念の刻印をしたもので、記念品にふさわしいと思います。

サキ先生　２点目は、そのものの処分見込みにより評価した価額が10,000円以下のものであることです。

10,000円の判定は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額で行います。

リサ　5,000円ですから、問題ありませんね。

サキ先生　３点目は、創業記念のように一定の期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後おおむね５年以上の期間ごとに支給するものであることです。

リサ　10周年記念ですから、この点も問題ありません。今回、従業員に支給する記念品は給与課税しなくてよいということだと思います。でも、私は個人的には置時計よりもカタログギフトがいいけどな。

サキ先生　本人が自由に選択できるものは、金額に関係なく給与課税が必要ですので注意してください。

また、招待した得意先からご祝儀をいただいた場合、交際費の金額から引かずに、雑収入として計上しなければなりませんので注意してください。

「筆者紹介」

舟田　浩幸（ふなだ・ひろゆき）

東京国税局　調査第一部 外国法人調査第３部門 主査、同局調査第四部国際税務専門官（移転価格担当）、渋谷税務署 国際税務専門官（所得税担当）、芝税務署 国際税務専門官（源泉所得税担当）などを経て、平成28年8月神奈川県横浜市鶴見区で税理士登録。

「頻発発する名門企業の不祥事」

ジャーナリスト　大　津　彬　裕

政治家の資質の劣化には慣れっこになっていて、今さら驚きもしなくなった。だが、日本を代表する名門企業の不正や不祥事の連続も、目を覆いたくなるようで、世界で日本の物づくり、製造業に対するイメージは確実に低下しつつある。

かつて「日本の政治は三流だが、経済は一流」だと経済界は胸を張っていた。だが、現在はどうか。経済同友会の小林喜光代表幹事は「日本経済はものづくりの品質や安心・安全への信頼の高さで評価されてきたが、音を立てて崩れている。日本の経営の劣化として重く受け止めている」と語っている。

40年以上前から検査データの改ざんと不正を隠蔽してきた神戸製鋼、完成車の検査を無資格の従業員にさせていた日産（40年前から）とスバル（30年以上）、それに製造業ではないが政府系金融機関の商工中金（商工組合中央金庫）と、不祥事が新聞に載らない日はないといっていいほどの日が続いた。

企業統治、法令順守はどこに

共通点は、コーポレートガバナンス（企業統治）が機能せず、コンプライアンス（法令順守）意識も低いことで、その経営体質と管理能力の低さが問われている。

新日鉄住金、ＪＦＥスチールに次ぐ国内３位の鉄鋼メーカーである神戸製鋼は、アルミ・銅などの生産、電力事業を３本柱にしている。不正はアルミ・銅製品から鉄粉、鋼線、特殊鋼、さらに「不正はない」と言っていた主力の鉄鋼に拡大。自動車や新幹線などの鉄道、Ｈ２Ａロケットなどの航空宇宙、家電の525社以上に供給していた。

子会社で生産された銅管は日本工業規格（ＪＩＳ）を取り消された。外国では航空機の製造や修理を行う企業に可能な限り神戸製鋼からの調達を停止するよう勧告した。

日産は、無資格者による検査を発覚後も国内４工場で継続していたことが分かり全国６工場の出荷停止に追い込まれた。資格を持たない「補助作業員」が有資格者の印鑑を押していた。リコールは38種約116万台。スバルは12車種40万台。日産の17年10月の新車販売台数は前年同月に比べて43％減った。

日産は、17年上半期の世界販売では日産・三菱自動車・ルノー連合として世界販売では首位に立った。人手不足にかかわらず数値目標を掲げ、生産拡大を続けた前社長カルロス・ゴーン会長の経営手法も、軌道修正を迫られている。

商工中金は、中小企業の危機対応融資を巡る書類の改ざんなどの4,609件の不正に全100店中97店で、職員の１割超に当たる444人が関与したことが分かった。処分は計813人（全職員の約２割）に上った。

安達健祐社長（元経済産業省事務次官）、副社長（元国税庁長官）ら代表取締役全員が辞任、処分対象は職員の約２割の813 人にのぼった。商工中金は、安達社長の他、過去の社長、副社長らにも報酬の一部返納を要請した。監督官庁として経産省は、不正を見抜けず、事実上放置してきた責任を問われる。

朝日川柳には、「このモラル経団連はなにしとる」という句が掲載されていた。

「筆者紹介」

大津　彬裕（おおつ・よしひろ）

東京教育大学卒。昭和37年読売新聞社入社。社会部・外報部・解説部記者を経て、共同PR社顧問。元PRコンサルタント。慶応、玉川、相模女子大学非常勤講師を歴任。「ブランドは広告でつくれない」(翔泳社、共訳)など、著訳書多数。

“職場の淀み”は悪い方に流れることに注意！！

産業カウンセラー　柏　木　勇　一

◆仕事の効率の波－その意外な原因

食品工場のマネジャーＳさんから「どうもみんなの歩調が合わない時がある。だんだん積極性が見られなくなる。自分の指導が悪いのか」という相談を受けました。ちょうど大事な納期が一段落した時でした。Ｓさんの言葉に、こちらが考えるヒントがあったので「いい時とそうでない時があるということですか」と聞いたところ「めちゃくちゃ忙しい時はリズムがいいですね。いつもこうならいいのですが」と答えてくれました。

多忙な時はみんなが懸命になって取り組み、仕事がはかどります。一段落すると、ひとりひとり自分流の仕事のやり方に戻ります。よくある現象です。ふだん私たちは、苦手なことや面倒なことをつい後回しにしてしまいがちです。いざ取りかかれば普通にできるのに、なかなか重い腰が上がらないことを経験した方も多いと思います。取り組みが遅い人がそばにいるとつい同じようになっていきます。これは、性格とかやる気の問題と思われがちですが、実はそうではありません。脳の神経細胞「ミラーニューロン」が働いたからです。人は他人の行動を見て、まるで自分が同じ行動をとっているように〝鏡〟のような反応することから名付けられました。20年前にイタリアの学者によって発見されました。

◆いつもと同じ仕事のペースこそ重要

脳は無意識に目の前の人の真似をしてしまう。自分でも気づかないうちに周りの人と仕草や話し方まで似てくる。これを職場に当てはめれば、周りに「すぐやらない人」がいたとすると、周囲に伝染していくということです。すぐやらなくてもいい、先延ばしをしてもいい、という雰囲気が作られていきます。もちろん、「すぐやる人」がいればそれも真似されますが、実は「すぐやらない人」、つまり良くないことの方が伝染力は強いのです。例えば、きれいな道路では、ふだんは誰もゴミを捨てないけれど、ひとりが捨て始めると、あっという間にゴミの道になることでも、この脳の働きが分かると思います。

Ｓさんにこの話をしたら、うーんとうなって「なるほど分かります。忙しい時は何も考えないでみんなすぐやります。問題は日常の仕事をだらけないようにすることですね」と語りました。そこから、ふだんからみんながペースを乱さないで仕事をこなしていくためにはどうするか。

◆ミーティング改善、短い休憩時間増やす、イベント…

数日後、Ｓさんはマネジャー仲間で話し合ってまとめたことですが、とことわっていくつかのアイデアを話してくれました。ひとつはミーティングの中身の改善です。会社の伝達事項が中心だった手法を改め、ふだんから模範になる取組み方を、あえて個人名は挙げないで紹介する案です。意識改革につなげる意図があります。短い休憩時間を取り入れることの狙いは、休憩だから各自自由にするのではなく、例えば10分～15分程度集まってもらって、その日、その時、良かったことをみんなでひとこと話し合う方法です。進め方の共有を期待していました。イベントは、ずばり＜ごくろうさん会＞です。多忙な仕事に区切りがついたときに、みんなで飲食会を開こうという案です。ワイワイガヤガヤの話し合いから一体感が生まれるだろうという計算です。もちろん好まない社員もいるでしょう。自由参加で、と話してくれました。いかがですか。働きやすく成果が上がる職場を、現場の感覚でどうすればいいか考えることはとても大事です。Ｓさんのマネジメントは素晴らしいですね。職場の悪い流れを止める努力はやはり現場でしかできません。

「筆者紹介」
柏木　勇一（かしわぎ・ゆういち）

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在ＥＡＰ企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

日本政策金融公庫からのお知らせ

日本政策金融公庫 国民生活事業は、設備資金や運転資金のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをしております

- ✔ 幅広い業種の事業を営む方にご利用いただけます。
- ✔ 新たに事業を始める方にもご利用いただけます。
- ✔ 無担保・無保証人での融資を取り扱っています。
- ✔ 長期のご返済で、利息は固定金利です。

ご利用の手続き　～お申込いただく前に、お気軽にご相談ください～

お申込み

◎ご提出していただく書類は次のとおりです。
＊借入申込書
＊決算書（２期分）、試算表
＊企業概要書（はじめてご利用される方）
＊設備資金の場合は、見積書
＊法人の方は履歴事項全部証明書

→ １週間程度

ご面談

◎事業の計画などについてお伺いします。
◎営業状況（計画）や資産・負債のわかる書類をご準備いただきます。
◎店舗や事務所をお訪ねすることがあります。

→ ２週間程度

ご融資

◎ご契約の手続きが終わりますと、ご融資金は、ご希望の銀行等の口座へ送金いたします。

※日数はおおよその目安です。

ご紹介する融資制度の例

資金名	経営環境変化資金	企業活力強化資金
ご利用いただける方	売上が減少するなど業況が悪化している方	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方、不動産賃貸業(注)を営まれる方など
ご融資額（うち運転資金）	4,800 万円以内	7,200 万円以内（4,800 万円以内）
ご返済期間（うち据置期間）	設備 15 年(3 年)以内 運転　8 年(3 年)以内	設備 20 年(2 年)以内 運転　7 年(2 年)以内
利率(年)	基準利率、特別利率 R・T	基準利率、特別利率A・B・C
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます	

(注)　中心市街地活性化法第 15 条第 1 項各号に定めるまちづくり会社等に限ります。
※　お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、異なる利率が適用されます。
※　審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

お子さまの未来に　～国の教育ローンがお手伝い～

大学、高校、専修学校、各種学校の入学・在学に必要な資金をご融資します。

日本政策金融公庫
札幌支店　国民生活事業
〒060-0001　札幌市中央区北１条西２丁目経済センター３F
☎０１１－２３１－９１３２
日本公庫　検索

医療費控除は 領収書が 提出不要となりました

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

“医療費控除の明細書” の添付

が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。
（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載例

国税太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療

2/18	■■病院	診療	6,000円	①
5/28	■■病院	診療	3,400円	①
	▲▲薬局	医薬品	700円	②

国税花子さんが受けた医療

9/13	○○診療所	診療	3,300円	③
		医薬品	1,100円	

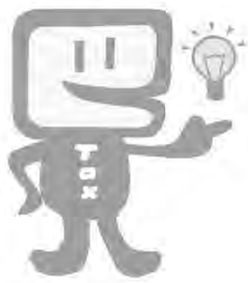

・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計して記載します。

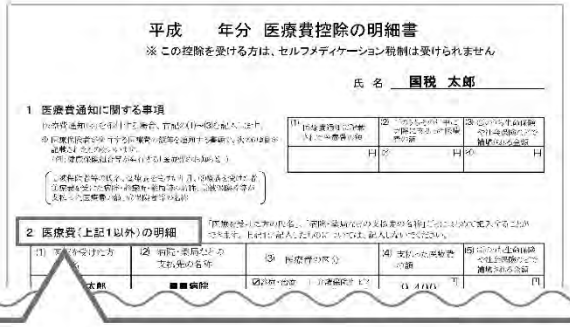

平成　　年分　医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名　国税　太郎

1　医療費通知に関する事項

2　医療費（上記1以外）の明細

2　医療費（上記１以外）の明細 欄の書き方

	(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
①	国税 太郎	■■病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐薬局購入 ☐その他の医療費	9,400円
②	同上	▲▲薬局	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	700円
③	国税 花子	○○診療所	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで！
「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp

税務署

税務署からのお知らせ

国税庁ホームページ　http://www.nta.go.jp　確定申告　検索

確定申告書等作成コーナー

をご利用ください！

ご自宅のパソコンで、確定申告書を作成できます。

作成した申告書は

印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。

～プリンタをお持ちでない方や
タブレット端末等をご使用の方も安心～

コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）
を利用すれば、印刷できます。

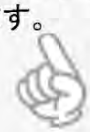

マイナンバーカードなどの電子証明書
やICカードリーダライタがある方は、

作成コーナーから
e-Taxで送信

※タブレット端末等からはご利用になれません。

お問合せ先のご案内

内容によって、お問合せ先が異なります。
なお、間違い電話が多くなっておりますので、電話番号をよくお確かめの上、お間違いのないようにおかけください。

事前準備、送信方法、エラー解消など
作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-コクゼイ
0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

受付時間：月曜日～金曜日　9:00～17:00（祝日等及び12月29日～１月３日を除く。）

所得税等の確定申告のお知らせ

確定申告会場の開設期間等

平成30年**２月16日（金）から**
３月15日（木）までです
（土曜日・日曜日の閉庁日を除く）

受付時間は
午前９時から午後４時まで
です

※　会場の混雑状況により受付を早めに締め切る場合があります。
※　上記期間以外、確定申告会場を設置しておりません。

札幌南税務署からのお願い

来署される際は、なるべく
公共交通機関をご利用ください。

※　当署の駐車場は大変狭く、確定申告期間中は、駐車できるまで長時間お待ちいただくことがあります。

　また、駐車待ちによる渋滞が近隣住民の皆様のご迷惑となっております。

申告書の作成につきましては、**ご自宅等**で作成できる「確定申告書等作成コーナー」**（裏面参照）**を是非、ご利用ください。

札幌南税務署

札幌市からのお知らせ

個人住民税の特別徴収についての札幌市からのお願い

札幌市では、平成 29 年度から、個人住民税の特別徴収（給与天引き）の徹底に取り組んでおります。具体的な取り組み内容は次のとおりです。

・　**これまでまったく特別徴収をしていなかった事業者（給与支払者）様**

⇒　順次、特別徴収を開始していただきます。

※　平成 30 年度から特別徴収を開始していただく事業者様には、事前に依頼文書をお送りいたします（平成 29 年 12 月上旬発送予定）。

・　**既に特別徴収を実施している事業者（給与支払者）様**

⇒　本人の希望、雇用形態等の理由により、特別徴収が可能な給与所得者（従業員）を普通徴収としている場合には、その方も特別徴収していただきます。

※　例外的に普通徴収とすることのできる場合は、下記「■特別徴収としていただく方」の①～⑦のいずれかの事由に該当する方です。

本取り組みにつきまして、事業主の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

■特別徴収とは

事業者（給与支払者）が、<u>毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）、納入する制度です</u>。給与を支払う事業者は、原則として個人住民税の特別徴収を実施していただくことが法令により定められています。

■特別徴収としていただく方

原則、全ての給与所得者について特別徴収としていただく必要があります。

ただし、以下の事由（①～⑦）のいずれかに該当する方については、普通徴収とする旨を申し出ていただくことで例外的に普通徴収とすることができます。

① 毎月の給与が少なく、個人住民税を引ききれない方
② 給与の支払いがされず個人住民税を引けない月がある方
③ 前年中の給与支払額が 100 万円以下の方
④ 事業専従者の方（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
⑤ 他の事業者で特別徴収を実施している方（所得税の乙欄適用者など）
⑥ 退職者または給与支払報告書を提出した年の５月 31 日までに退職予定の方
⑦ 雇用期間が１年以内である方

※　特別徴収に対応する電算システムの改修（導入）に相当の時間を要する場合なども、その旨を申し出ていただくことで、特別徴収義務者への指定を延期いたします。

■特別徴収のメリット

・　年税額を 12 回に分けて支払うため、納期が４回である普通徴収より、１回あたりの負担が少なくなります。
・　従業員一人ひとりが金融機関などへ納税に出向く手間を省けます。
・　個人住民税の税額計算は札幌市が行いますので、所得税のように、事業者が計算する必要がありません。
・　月々の給与などの支払いの際に差し引かれるため、納め忘れがありません。

<u>＊特別徴収の実施に関する詳しい手続き方法等については下記担当までお問い合わせ下さい。</u>

＜担当＞
札幌市中央市税事務所特別徴収係
〒060-8649　札幌市中央区北２条東４丁目　サッポロファクトリー２条館４階

TEL 011-211-3075

― 札 幌 市 ―

差し上げます! 斡旋図書のご案内

No.	タ　イ　ト　ル	発　行　元	価　　格
1	**債権法改正　まるごとひとつかみ** 120年ぶりの民法（債権法）改正を84項目に絞ってまとめました	新日本法規 2017年７月	無　　料 Ｂ５版（155頁）
2	平成29年度　**会社取引をめぐる税務Q&A**	全国法人会総連合 2017年８月	無　　料 Ｂ４版（31頁）
3	なるほどなっとく！**職場の日本語**	清　文　社 2017年11月	無　　料 Ａ５版（64頁）

＊上記の図書をご希望の方に差し上げます。但し送料のご負担はお願いします。
＊数量に限りがございますので、先着順とさせて頂きます。

＊＊＊　お問合せ・申込先　＊＊＊

公益社団法人　札幌南法人会　事務局

札幌市中央区北１条西２丁目　北海道経済センター９階　TEL 011(251)7863　FAX 011(241)3218

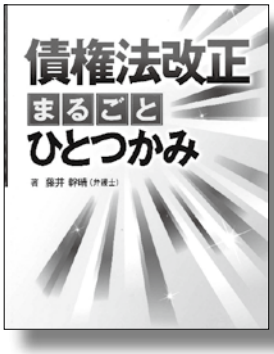

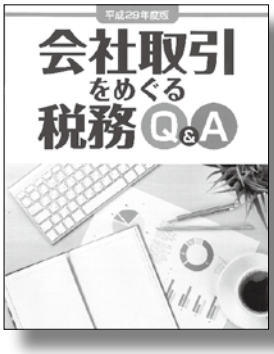

「けんた」のちょっと知っ得く？

◇ ◇ ◇ ◇ 人気の犬種ランキング！ ◇ ◇ ◇ ◇

本年は戌年。愛犬の写真で年賀状を出した方も多いのではないでしょうか？

そこで、戌年にちなんで人気の犬種ランキングをご紹介します。

昨年（2017年）はごらんのとおり。さて、今年の人気に変化は現れるのでしょうか？

トイプードル

チワワ

ＭＩＸ犬

柴犬

ミニチュアダックスフンド

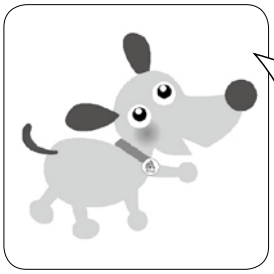

2017犬種ランキング総合
（小型・中型・大型犬）

１位	プードル・トイプードル
２位	チワワ
３位	MIX犬（体重10kg未満）
４位	柴犬
５位	ミニチュア・ダックスフンド
６位	ポメラニアン
７位	ミニチュア・シュナウザー
８位	ヨークシャー・テリア
９位	シー・ズー
10位	マルチーズ

【アニコム損保】公開ランキング参考

「番外編」
法人会のイメージキャラクターの
「けんた」です。
けんたのけんは、社会貢献のけん！
どうぞ、よろしくお願いします。

好評の間違い探し、今年も応募してね

7つの間違い探し

応募方法

＊右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。　違うところに○をつけてね。
このページをコピーして、FAXで１月31日までにご応募ください。
正解者の中から10名に南法人会オリジナルクオカード他豪華賞品を、また正解者全員にもプレゼントが当たります。発表は発送を持って代えさせていただきます。

企　業　名		応募者氏名	
企業所在地		電 話 番 号	

FAX　011（241）3218

［作者紹介］神谷一郎（かみや･いちろう）　イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。

「雑学・雑談の庭」三の酉まであるぞ　火事に注意

壁にかかったカレンダーの残りの枚数も少なくなって､酉（とり）年ともお別れだ。

酉といえば、11月の酉の日（平成29年11月は６日、18日、30日）に行われる鷲（おおとり）神社の祭礼を“酉の市”といって、縁起物の大小の熊手を売る露天商が参道に並ぶ。

前記のとおり酉の市が３回ある。三の酉まであるわけだが、そんな年は昔から「火事が多い年」といわれている（本当かどうかは消防庁の統計資料を)。その理由はよくわからない。酉（鶏＝にわとり）のとさかが赤いことから火事を連想させるのではないかとも。

以前、ある物知りが－江戸の職人さんたちは仕事が終わると、気ばらしに“悪所”に繰り出す。それが面白くないのがおかみさんたちだ。そこで「おまえさん、なんだか三の酉がある年は火事が多いらしいよ。だから、家にいておくれよ」と、根拠のないことを言って夫を引き止める。三の酉の年は火事が多い説は、おかみさんたちの焼き餅からだったのですよ－と言っていた。

「焼き餅は遠火で焼けよ　焼く人の胸も焦がさず　味わいもよし」

これは焼き餅の極意を歌った狂歌である。

どうか家を焦がすことだけはやめて欲しい。？

［作者紹介］藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター

札幌南法人会は新しく入会された方々とともに、地域社会の貢献に努めます！

新入会員のご紹介

平成29年10月１日発行の第141号でご紹介した以降、11月までの間に新しく次の方々が札幌南法人会の会員になりました。どうぞよろしくお願いします。

法人名等	代表者名	所在地	所属支部	紹介者名
㈱オーブ	太田雅貴	豊）月寒東1条17丁目1-1	豊平１	AIU 松橋浩二
高樋エステート	高樋義則	豊）月寒西1条7丁目8-18	豊平１	三澤多美枝
㈱小竹建物	小竹知子	豊）月寒中央通6丁目3-28	豊平１	成田得見子
福助商事㈱	山田朱郁	豊）中の島2条4丁目4-10-401	豊平５	小林充人
㈲オーティエス	沖津光大	豊）平岸3条2丁目5-7-1	豊平５	㈱昭和交通 北法人会
エスアイ商事㈱	石田秀夫	清）清田1条1丁目4-30	清田１	㈱ライム 山田正幸
古田昌嗣	古田昌嗣	清）清田2条1丁目9-13-202	清田１	大同生命 帯広
有田利雄	有田利雄	清）里塚緑ヶ丘7-10-5	清田２	事務局
ＩＳＦ合同会社	澤井昌子	清）平岡公園東2丁目8-18	清田２	鈴木憲一
㈱翔佳工業	清本翔馬	清）里塚1条2丁目14-6	清田２	㈱ベストパーソン 吉田
㈱ＷＩＤＥ　ＢＡＨＮ	渡辺好庸	南）澄川5条10丁目3-19	南１	㈱オーク酒井和子 西法人会
㈱大成興産	高堰みゆき	南）澄川3条2丁目5-5	南１	㈱ホールディングス 勝見諭
㈱ティーズガーデン	鈴木卓矢	北広島市輪厚中央3丁目5-8	北広島	㈱ホールディングス 勝見諭
㈱シールプロ	清水強	北広島市大曲緑ヶ丘1丁目6-1	北広島	㈱石橋産業 北法人会
㈱アトリエキミ	君興治	中）双子山3丁目3-18	その他	三寺健吾

会員募集

法人会に入会しよう！

札幌南法人会では、役員・会員一丸となって組織拡大（会員増強）運動を実施しています。

皆様のお知り合いの方で法人会に未加入の会社がございましたら、是非ご加入をお勧めいただくかお近くの役員か事務局にご連絡をいただきたくお願い申し上げます。

公益社団法人　札幌南法人会

副会長・組織委員長　岩本任功

お問い合わせは　事務局　TEL　011-251-7863　（http:www.satsu-minami.jp）へ

公益社団法人　札幌南法人会

第 11 回　税の標語コンクール　最優秀賞作品

✿「税金は　未来のたすき　大切に」	札幌市立月寒東小６年	八木　萌波　さん
✿「ありがとう　税のおかげで　今がある」	札幌市立石山小６年	笹川ことは　さん
✿「ぼくたちを　毎日支える　税金だ」	札幌市立簾舞小６年	原田　　蓮　さん
✿「税金で　みんなでつくる　いい未来」	千歳市立信濃小６年	藤川　結衣　さん
✿「税金は　今でも大切　未来でも」	千歳市立北栄小６年	山田　成奈　さん
✿「税金で　広がる　未来」	千歳市立東小６年	今　　佑月　さん
✿「この日本　税金あるから　良い暮らし」	恵庭市立島松小６年	岸本　光愛　さん
✿「かかせない　みんなの暮らしに　税金は」	北広島市立東部小６年	佐藤　百花　さん

平成 29 年度　税に関する絵はがきコンクール　優秀賞作品

三里塚小6年
郷　　航生さん

月寒東小６年
渡邊　彩葉さん

平岡小６年
髙橋日菜乃さん

平岸小６年
島　　春菜さん

東山小６年
田牧　和真さん

札幌南税務署長賞

北の沢小６年
三浦　昇悟さん

北海道法人会連合会
優秀賞

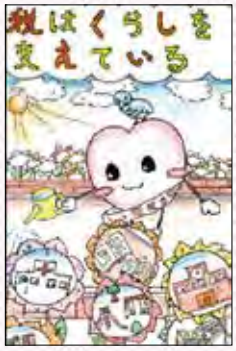

豊平小６年
山本　亜未さん

札幌15法人会
連絡協議会会長賞

千歳東小５年
寺井　望結さん

東山小６年
藤原　優さん

石山小６年
河原　愛佳さん

旭小６年
古谷　光妃さん

謹賀新年

大同生命は
「法人会の経営者大型総合保障制度」を通じて、
引き続き、会員のみなさまに大きな安心を
お届けしてまいります。
本年もよろしくお願い申しあげます。

DAIDO 大同生命　北海道支社/北海道札幌市中央区北三条西3−1（札幌北三条ビル）TEL 011−241−8271